

大刀洗町

男女共同参画計画

平成30年3月

男女共同参画社会の 実現を目指して



人口減少や少子高齢化の進展、財政状況の変化などにより、私たちを取り巻く社会経済情勢は著しく変化しています。このような状況の中、大刀洗町の将来像「自らが守り育てる豊かで活力あるたちあらい」を築いていくためには、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が求められます。

大刀洗町では、平成24年3月に「大刀洗町男女共同参画計画」（計画期間：平成23年度～32年度）を策定し、様々な施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、平成28年に実施した町民意識調査の結果からは、性別による固定化された役割分担意識や、地域や行政、議会等、方針決定の場への女性の参画推進など、依然として多くの課題があります。

このような状況や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の制定など、国・県の施策の動きを踏まえ、大刀洗町男女共同参画推進審議会の審議を経て、「大刀洗町男女共同参画計画」の見直しを行いました。本計画では、従来の基本目標をベースにし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する市町村基本計画」を含んでおります。

今後、本計画に基づき、「自らが守り育てる豊かで活力あるたちあらい」を目指して、様々な施策を展開してまいります。町民の皆様をはじめ、地域、事業所、関係機関の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画見直しにあたり、ご審議・ご指導をいただきました大刀洗町男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、「男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」を通じてご協力をいただきました町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

大刀洗町長 安丸 国勝

目次

第1章 計画策定の趣旨と体系

1. 計画策定の目的	3
2. 計画策定の背景	3
3. 基本理念	4
4. 基本目標	5
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画の期間	5
7. 計画施策の体系表	6

第2章 基本目標と主要課題

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

1. 男女共同参画社会に向けての意識啓発	12
2. 学校教育等における推進	13
3. 家庭・地域における学習、啓発	14

基本目標2 男女の人権が尊重される社会づくり

1. 男女の人権の尊重	18
2. 配偶者からの暴力（DV）等あらゆる暴力の防止と被害者の保護	19

基本目標3 男女共同参画を支える環境づくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	22
2. 男女平等な労働環境の整備	23
3. 農業・商工自営業における男女共同参画の推進	24

基本目標4 男女が共に豊かで安心して暮らせるまちづくり

1. 生涯を通じた男女の健康支援	28
2. 子育て・介護に対する支援	29
3. 仕事と家庭・地域生活の両立のための支援	32
4. 高齢者・障がい者の社会参加への支援	34
5. 多様な家庭への支援	36

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制	39
2. 推進体制の整備	40

第4章 資料編

大刀洗町男女共同参画推進条例	43
大刀洗町男女共同参画推進審議会規則	49
大刀洗町男女共同参画推進審議会委員名簿	50
男女共同参画社会基本法	51
男女共同参画に関する動き	56

第 1 章 計画策定の趣旨と体系

第1章 計画策定の趣旨と体系

1. 計画策定の目的

日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれているとおり、私たちは、性別や生まれ、信条などにかかわらず人間として幸せに生きる権利を持っています。しかし現実には、人々の意識や行動、社会慣習・慣行の中に、性別による固定化された役割分担意識や、ジェンダー（※）にもとづく偏見や不平等が見られ、男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼしており、家庭・地域・職場などにおいて、いまだ男女平等が実現していないのが現状です。

また、近年少子高齢化の進行や雇用情勢を含む社会情勢の急速な変化に伴い、私たちを取り巻く環境は多くの課題を抱え、これまでの社会通念や社会形態では対応することが困難になってきています。このような中、今後も活力ある社会を実現するためには、すべての人の人権が尊重され、個性と能力を発揮することができ、生涯にわたって健康で安心して生活できる社会づくりが必要とされます。

大刀洗町においても、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの個性と能力を十分発揮できる男女共同参画のまちづくりを目指し、平成24年に「大刀洗町男女共同参画計画」を策定し、積極的に施策を展開してきました。しかし、今もなお性別による固定化された役割分担意識など、依然として多くの問題点や課題が残されています。

本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関するあらゆる施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の形成を促進することを目的としています。

※ジェンダー

生まれについての生物学的な性別ではなく、社会通念や慣習の中に、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性・女性の別を示す概念。

2. 計画策定の背景

国の状況

1976年（昭和51年）からの「国連婦人の10年」などの国際的な流れを受け、日本においても1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。その後、1985年（昭和60年）に「男女雇用機会均等法」が制定、「女子差別撤廃条約」が批准されるなど、法制度における人権尊重と男女の平等が保障されました。1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定、さらに翌年2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国の重要政策と位置づけられ、大きく前進してきました。

その他、男女雇用機会均等法の改正や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」の制定などがなされ、2015年（平成27年）には「男女共同参画計画（第4次）」が策定されました。

また、同じく、2015年（平成27年）には、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会づくりを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」が制定され、地方公共団体や一定規模以上の企業に対し、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定することが義務付けられました。

県の状況

福岡県においても、2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年（平成14年）には「男女共同参画社会基本法」及び「福岡県男女共同参画推進条例」に基づいて、

「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。その後、2006年（平成18年）には「第2次福岡県男女共同参画計画」と「第1次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が、2011年（平成23年）には「第3次福岡県男女共同参画計画」と「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されるとともに、「女性活躍推進法」の規定に基づく「福岡県特定事業主行動計画」を策定し、男女共同参画社会に向けた取り組みが進められています。

大刀洗町の取組

大刀洗町では、1995年（平成7年）に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、同和問題をはじめ、障がい者差別、女性差別、いじめなど、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい町の実現に取り組んできました。

2006年（平成18年）、大刀洗町中央公民館講座婦人学級（現：女性学級）と家庭教育学級の合同学習会において、男女共同参画講座を開催しました。2007年（平成19年）には、「あすばる出前講座」に取り組み、町民を対象に男女共同参画視点の講演会や交流会を開催するなど、男女共同参画に対する理解を深めるための学習会や啓発活動を進めてきました。

2009年（平成21年）には「大刀洗町男女共同参画推進条例」を制定し、その条例に基づき、2012年（平成24年）に、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための指標となる「大刀洗町男女共同参画計画」を策定しました。

2010年（平成22年）、男女共同参画をテーマに掲げ、文部科学省委託事業「社会教育における地域の教育力強化プロジェクトにおける実証的共同研究」に取り組みました。この事業では、町民から構成された「男女共同参画地域づくり実行委員会（現：もちのきの会）」と協働で年に2度の男女共同参画講演会を開催、また、町行事の際に啓発活動を行うなど、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを図ってきました。委託事業終了後も、大刀洗町男女共同参画地域づくり事業として様々な取り組みを行っています。

2016年（平成28年）には、大刀洗町における男女共同参画意識について現状を把握し、男女共同参画計画の見直しの基礎資料を得ることを目的として、町民意識調査を行いました。

3. 基本理念

認めあい、助けあい、共につくろう大刀洗

大刀洗町は、性別に関係なく自分らしい生き方を選択できる男女共同参画のまちづくりを目指し、次に掲げる事項を基本理念として、職域、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、町、町民及び事業者等が協働し、男女共同参画の取組みを進めるものとします。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (4) 男女が、町の諸施策又は事業者等における方針の立案や決定に社会の対等な構成員として協働して参画する機会が確保されること。

- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (6) 男女は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深める。また、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画のまちづくりは、国際的協調を視野において行うこと。

4. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき4つの基本目標を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画のための意識づくり
- (2) 男女の人権が尊重される社会づくり
- (3) 男女共同参画を支える環境づくり
- (4) 男女が共に豊かで安心して暮らせるまちづくり

5. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び、「大刀洗町男女共同参画推進条例」第10条に規定する町の基本計画として策定しています。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福岡県の「第4次福岡県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、男女共同参画のまちづくりに向けた施策の方向性を示しています。
- (3) この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけています。
- (4) この計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」として位置づけています。

6. 計画の期間

本計画の実施期間は、2011年（平成23年）度から2020年（平成32年）度までの10ヵ年とします。なお、社会環境や国の施策などの変化に応じて、適宜見直しを行います。

7. 計画施策の体系表

	基本目標	主要課題	施策
認めあい、助けあい、共につくろう大刀洗	1. 男女共同参画のための意識づくり	1. 男女共同参画社会に向けての意識啓発	①町民に対する情報の提供及び啓発の推進
		2. 学校教育等における推進	①乳幼児期における男女共同参画教育の推進 ②学校における男女共同参画教育の推進
		3. 家庭・地域における学習、啓発	①地域における男女共同参画の啓発
	2. 男女の人権が尊重される社会づくり	1. 男女の人権の尊重	①人権意識の啓発
		2. 配偶者からの暴力（DV）等あらゆる暴力の防止と被害者の保護	①DVやセクシュアル・ハラスメント防止に向けての啓発、情報提供 ②関連機関の連携及び被害者への支援
	3. 男女共同参画を支える環境づくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①町の審議会等への女性の積極的登用 ②地域における女性リーダー育成の支援
		2. 男女平等な労働環境の整備	①事業所等への男女共同参画推進の啓発
		3. 農業・商工業等における男女共同参画の推進	①農業、商工業団体における女性の登用の推進 ②女性農業者の地位向上のための支援
	4. 男女が共に豊かで安心して暮らせるまちづくり	1. 生涯を通じた男女の健康支援	①妊娠、出産期における健康支援 ②生涯にわたる健康づくりへの支援
		2. 子育て・介護に対する支援	①乳幼児期における支援 ②子育てにおける情報の提供 ③子育て支援の充実 ④介護者に対する支援
		3. 仕事と家庭・地域生活の両立のための支援	①仕事と家庭・地域生活両立への環境整備 ②女性への再就職支援・学習機会の充実
		4. 高齢者・障がい者の社会参加への支援	①高齢者への生活支援 ②高齢者の社会活動への支援 ③障がい者への生活支援
		5. 多様な家庭への支援	①ひとり親家庭等への情報提供・生活支援

第2章 基本目標と主要課題

第2章 基本目標と主要課題

基本目標 1 男女共同参画のための意識づくり

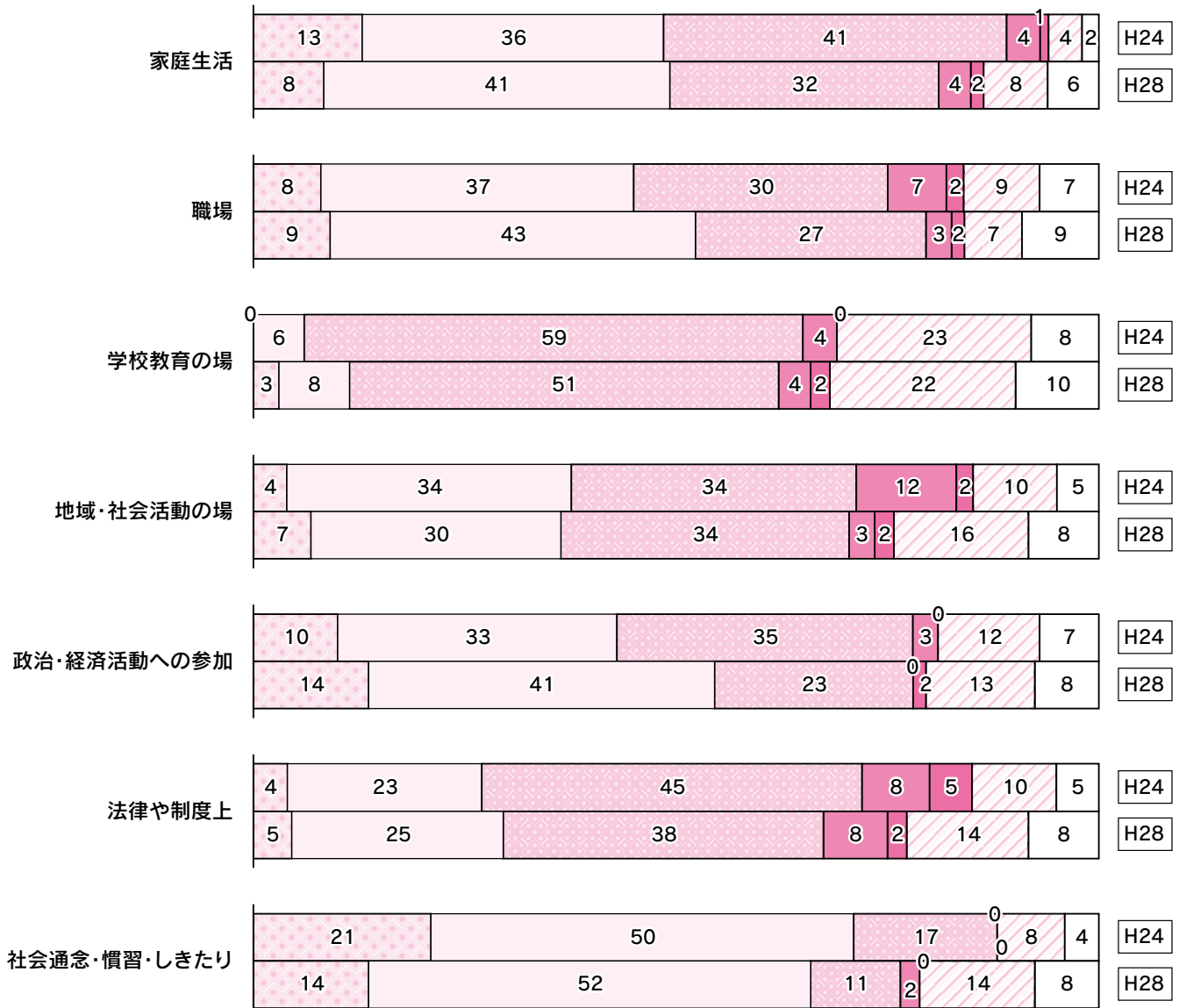
《町民意識調査から》

〈男女の地位の平等感について〉



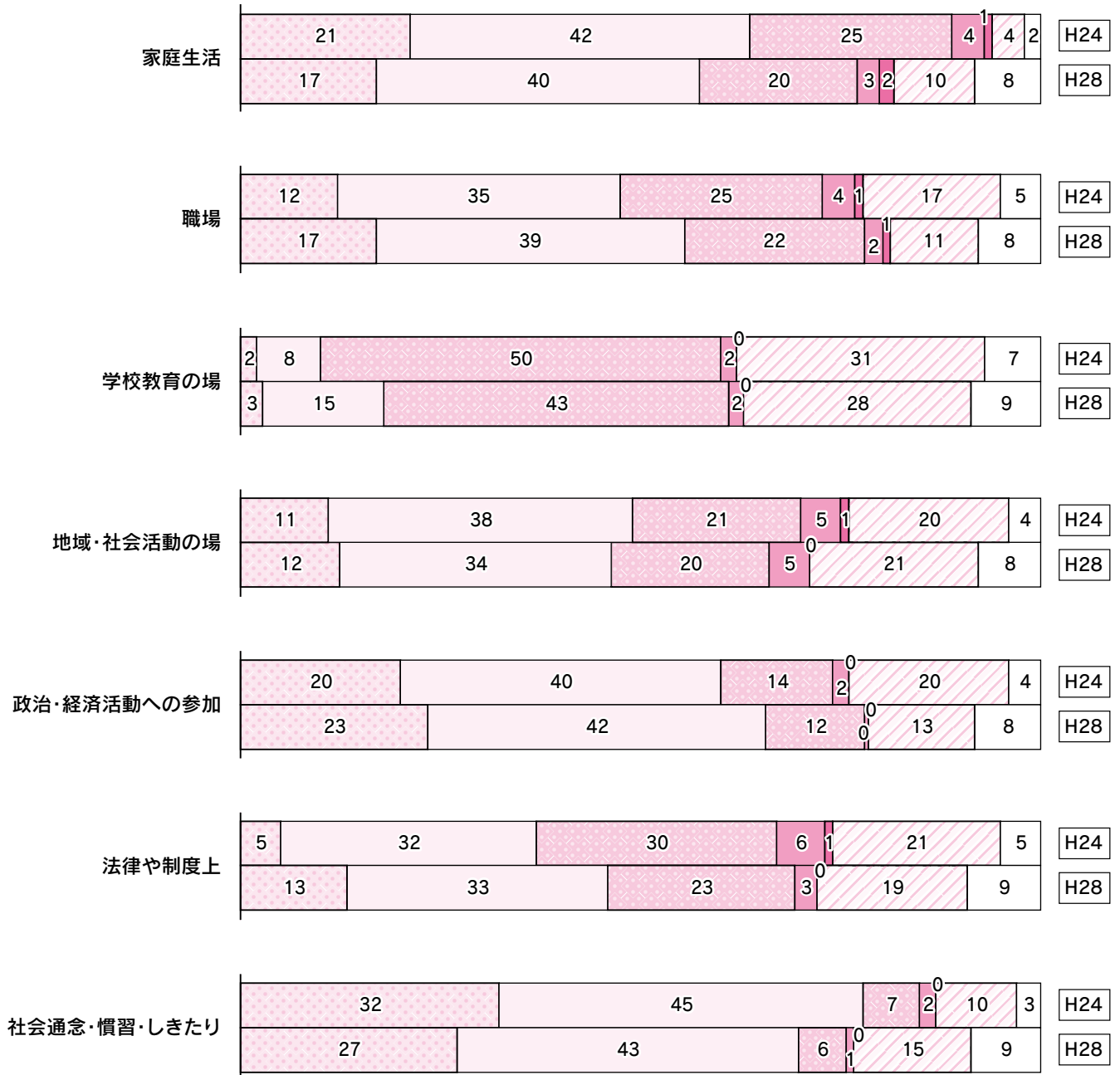
※以下、グラフについては、端数処理のため合計が100にならないことがあります。

男性



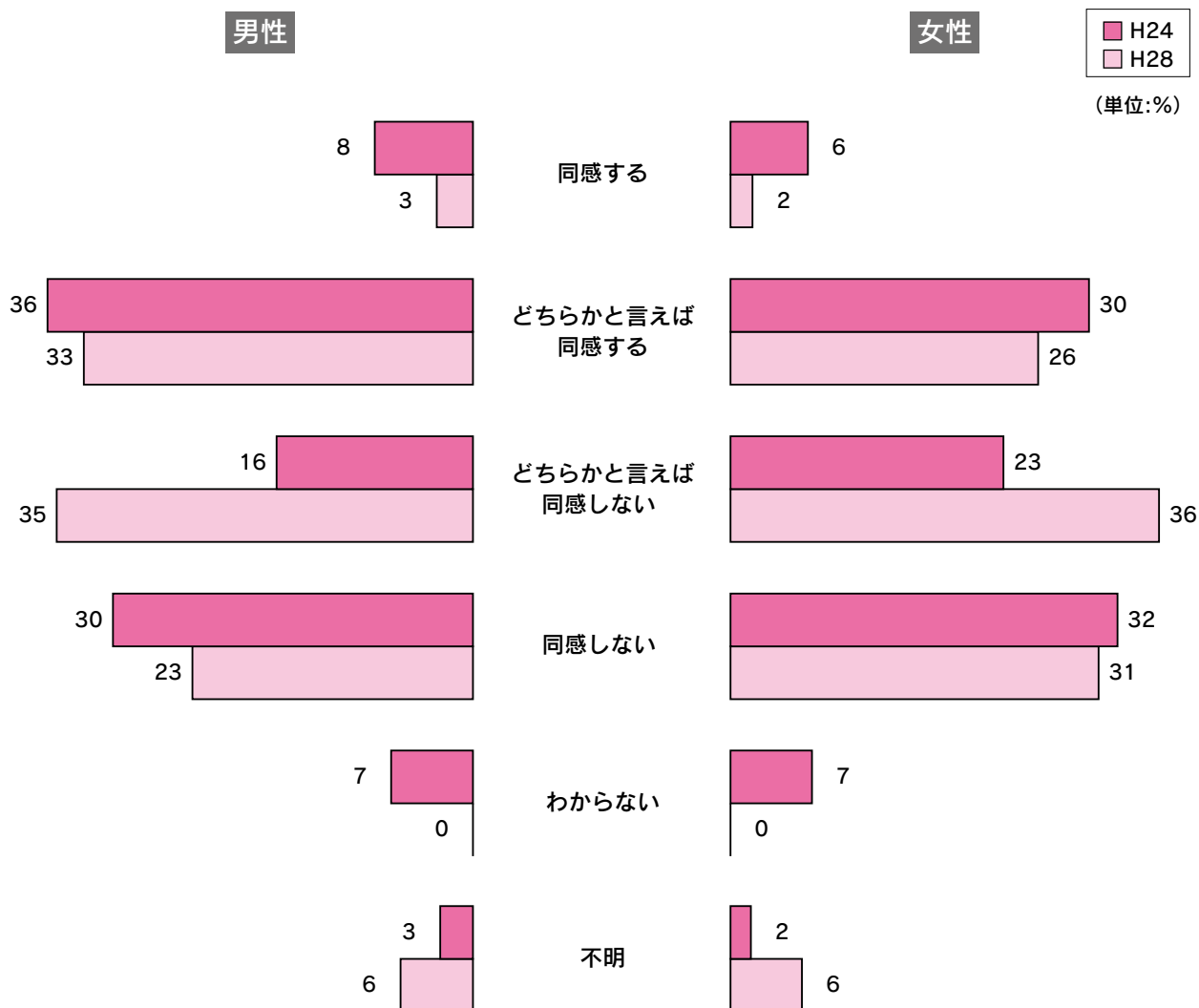


女性



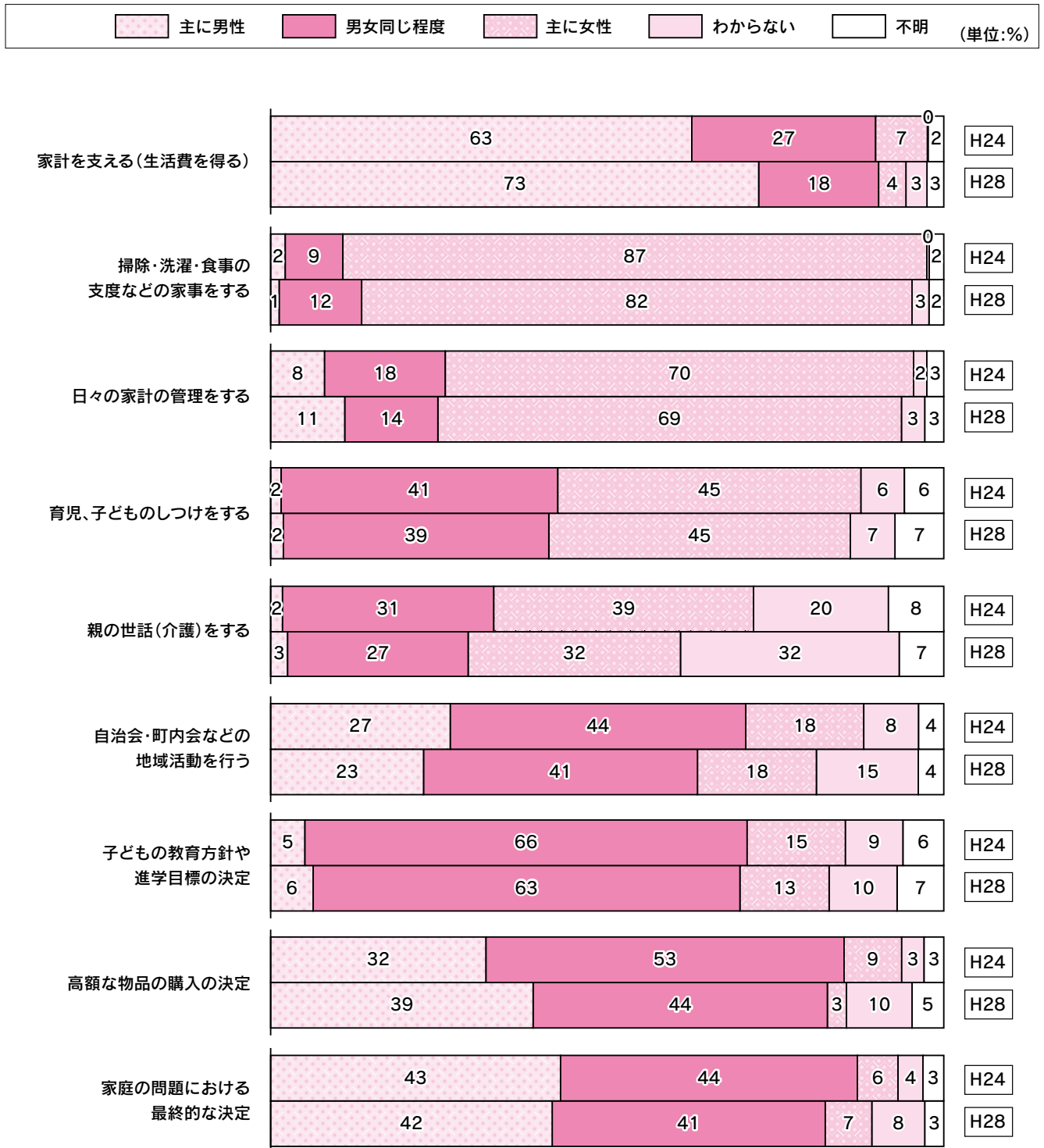
すべての分野において、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計の《男性優遇》とする割合が高く、特に、女性の方がより《男性優遇》と感じていることが分かる。女性の回答をみると、《男性優遇》との回答が「政治・経済活動への参加」では6割、「社会通念・慣習・しきたり」では7割を超えている。男性の回答においても、「政治・経済活動への参加」は5割、「社会通念・慣習・しきたり」は6割を超え、依然として、《男性優遇》の実態があることが分かる。

〈「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について〉



前回調査では、女性は《同意しない派》の割合が高く、男性は《同意する派》と《同意しない派》が拮抗している状態であったが、今回調査では、男性の《同意する派》が36%に対して、《同意しない派》が58%と大きく上回っている。女性においても、《同意する派》28%、《同意しない派》67%と前回調査より、差を広げる結果となった。

〈家庭生活における役割分担の状況について〉



男女を合わせた全体で見ると、《主に男性》が他を上回っているのは、前回調査同様「家計を支える」と、前回調査に加え「家庭の問題における最終的な決定」となった。《主に女性》が他を上回っているのは、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」「日々の家計の管理をする」「育児、子どものしつけをする」「親の世話ををする」と、前回調査同様の結果となった。全体的に、家庭生活における役割分担の状況に大きな変動はなく、現在もなお固定的性別役割分担が見られる結果となった。

主要課題 1. 男女共同参画社会に向けての意識啓発

固定的な性別役割分担意識について、町民意識調査においては、「同感しない」とする人の割合が高いとする結果がでています。しかし、家庭や地域、職場において、固定的な性別役割分担意識は依然根強く残っており、実際には、男性が家事・育児を分担している割合は少ないというのが現実です。誰もが自立した一人の人間として個性と能力を發揮できるまちづくりには、こうした現実を変えていくための一人ひとりの意識改革が重要です。また、女性問題は世界共通の課題であり、海外における様々な取組、人々の考え方、価値観等理解を深めることが必要とされます。これらを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、性別や国籍にとらわれない男女共同参画に対する意識を高めるため、広報や研修会等において、男女共同参画の必要性を周知し啓発を進めていきます。

①町民に対する情報の提供及び啓発の推進

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 町の広報紙・ホームページでの啓発	町の広報紙やホームページにより、積極的に国内外の男女共同参画推進に関する情報を発信する。	地域振興課
(2) 広報活動の点検	町が行う広報活動について、性差別の表現がないか常に点検し、男女の役割を固定化しないように配慮する。	地域振興課
(3) 外国人に対する各種相談体制の整備と充実	町内に居住する外国人に対し、各種届出等における窓口で、行政情報や相談窓口の情報について周知を図る。	住民課
(4) 国・県の事業、行事の周知と積極的参加の推進	国・県の「男女共同参画」に関する事業・行事の周知と積極的参加を住民に推進する。	地域振興課
(5) パネルの展示	みんなの人権ひろばなどで男女共同参画啓発のパネルを展示し、啓発を行う。	生涯学習課
(6) 図書等の展示、紹介	図書館において、男女共同参画を推進する図書などを展示紹介し、町民に男女共同参画社会実現のための啓発を行う。	生涯学習課
(7) 社会教育関係者に対する啓発	社会教育関係者に対して、男女共同参画についての情報提供、啓発を行う。	生涯学習課
(8) 町職員に対する研修の実施	町職員に対する研修に男女共同参画の視点をとり入れる。また、男女共同参画担当課等が実施する研修に参加するよう促す。男女共同参画社会を正しく認識し、性別によって業務内容を固定化しないなど、町職員自らが率先して推進に取り組む。	総務課
(9) 議会に対する研修の実施	町議会議員に対して、男女共同参画社会を正しく認識するために、男女共同参画に関する研修の実施や情報の提供を行う。	議会事務局

主要課題 2. 学校教育等における推進

男女共同参画の意識形成のため、保育・乳幼児教育の段階から男女平等と人権尊重の教育を行うことが必要です。また、子どもたちは、それぞれに個性と可能性をもっており、性別によってその個性を限定したり、可能性を閉ざしてはなりません。学校、保育所等は、子どもたちの成長段階の中で意識を形成し、社会性を身に付けていく場所です。次代を担う子どもたちが、お互いに認め合う心を育み、自分らしく生きていくために、教育・学習の果たす役割を重視し、子どもたちの男女共同参画意識や人権尊重意識を育む教育を推進します。あわせて、教師等指導者や保護者への男女共同参画に関する意識啓発推進にも取り組みます。

①乳幼児期における男女共同参画教育の推進

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 男女平等の視点に立った就学前保育の推進	男女平等の視点に立ち、幼児の豊かな人間関係の基礎や自立の芽生えを培う保育を働きかける。	子ども課
(2) ブックスタート事業の充実	乳幼児の保護者・家族に配慮したパンフレットの導入、読み聞かせ絵本の選定を行い、男女平等の意識を育む事業として働きかける。	生涯学習課
(3) 保育士や保護者等に対する男女共同参画についての啓発	保育士や園児の保護者に対し、保育所職員研修会や保育参観時に啓発を行い、男女共同参画についての認識を深める。	子ども課

②学校における男女共同参画教育の推進

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 保護者に対する男女共同参画についての啓発	保護者に対して、公開授業など様々な機会に男女共同参画についての情報提供と啓発を行う。	子ども課
(2) 教職員に対する啓発	男女共同参画の啓発を計画的に行い、児童・生徒に対し適切な指導を行うことができる教職員を育成する。	子ども課
(3) 男女平等観に立った学校教育の推進	男女平等を目指す教育推進のため、児童・生徒の発達段階に応じ、全教科を通じて男女の相互理解の重要性を盛り込んだ指導内容の充実を図る。	子ども課
(4) 児童・生徒に対する教育体制の充実	男女共同参画視点の教育推進のため、児童・生徒に対し、男女共同参画に対する適切な指導を行うことのできる教育体制の充実を図る。	子ども課

主要課題 3. 家庭・地域における学習、啓発

私たちが生きていくうえで最も密接に関わる家庭や地域において、性別による固定的な役割分担意識、また、それに基づく慣習や慣行が根強く残っており、女性の生き方を狭める原因となっています。町民意識調査においても男女の地位が平等と感じている人は非常に少なく、家庭生活、職場、地域活動の場など、多くの場面で男性が優遇されていると感じている人が多い状況です。地域の活性化のためには、性別にとらわれない、多様な視点に立った考えが必要です。男女がお互いにいきいきと地域活動に参画していくために、従来の男性を中心とした慣習・慣行を、男女共同参画の視点で見直し、誰もが自由に発言できる雰囲気をつくっていかねばなりません。

地域において、講座や研修会等を開催し、性別による格差をなくすよう啓発を進めます。また、男女共同参画の趣旨に賛同し、活動する地域の団体に対し支援を行います。

①地域における男女共同参画の啓発

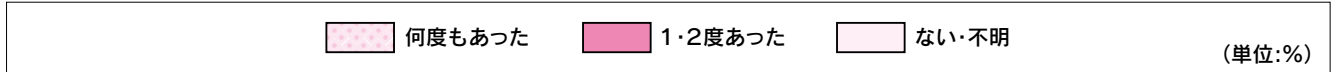
具体的事業	事業内容	担当課
(1) 男女共同参画の講座・研修会の開催	男女共同参画の視点から、男女共同参画についての講座・研修会を開催する。	地域振興課
(2) 男女共同参画地域づくり事業の実施	男女共同参画地域づくり事業の推進と支援を行う。	地域振興課
(3) 生涯学習の場等における問題提起	講座や行事等の中で、男女共同参画についての問題提起を行う。	生涯学習課



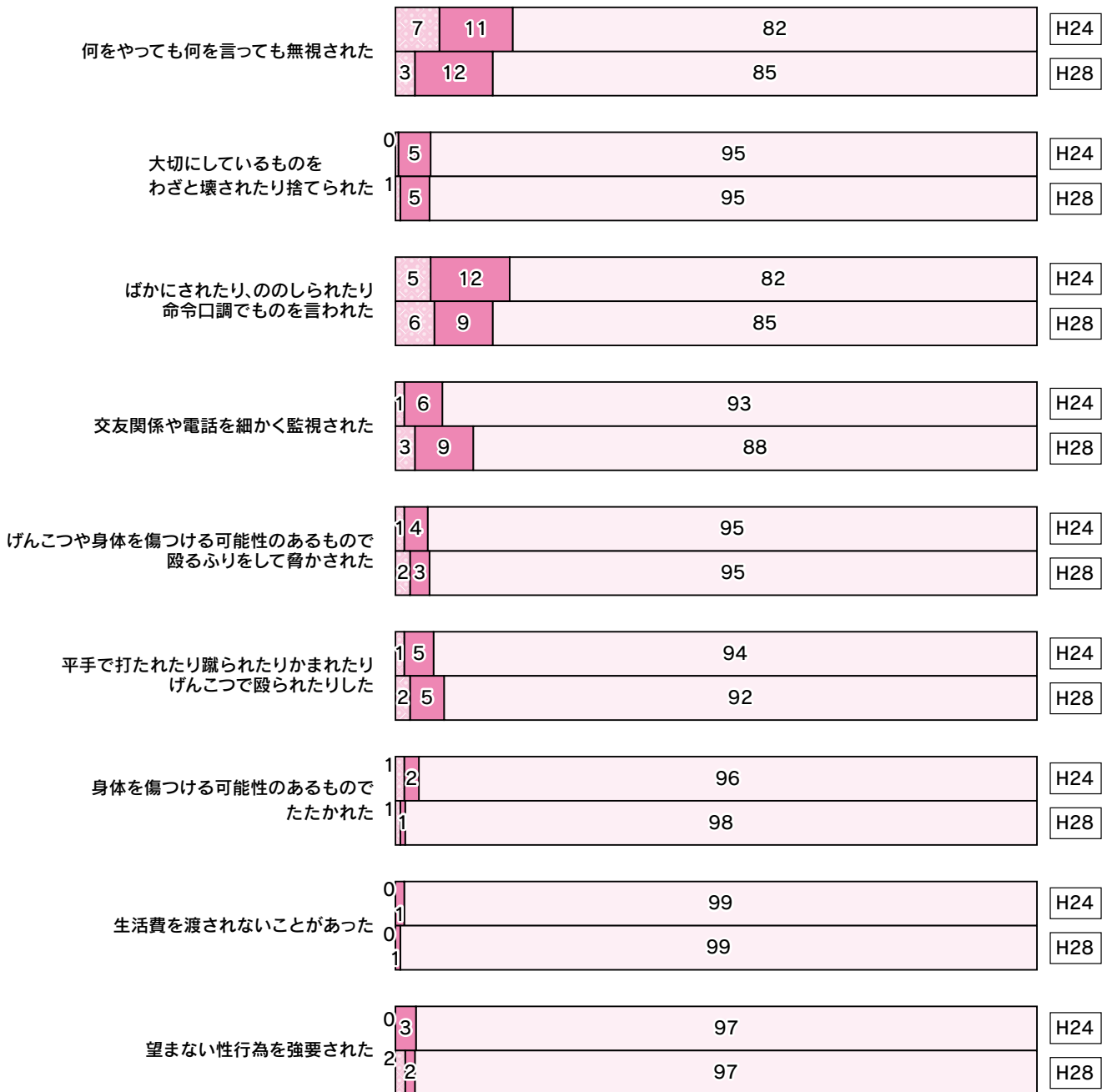
基本目標 2 男女の人権が尊重される社会づくり

《町民意識調査から》

〈パートナーからの暴力〉



男性



 何度もあった	 1・2度あった	 ない・不明	(単位:%)
--	---	--	--------

女性

何をやっても何を言っても無視された	5	17	78	H24
	5	12	83	H28
大切にしているものを わざと壊されたり捨てられた	1	4	95	H24
	1	5	94	H28
ばかにされたり、ののしられたり 命令口調でものを言われた	15	20	66	H24
	10	14	76	H28
交友関係や電話を細かく監視された	2	10	87	H24
	4	10	86	H28
げんこつや身体を傷つける可能性のあるもので 殴るふりをして脅かされた	3	11	86	H24
	5	6	89	H28
平手で打たれたり蹴られたりかまれたり げんこつで殴られたりした	3	11	86	H24
	5	7	88	H28
身体を傷つける可能性のあるもので たたかれた	1	2	97	H24
	2	1	97	H28
生活費を渡されないことがあった	4	3	93	H24
	4	5	91	H28
望まない性行為を強要された	4	10	86	H24
	7	8	84	H28

<パートナーからの暴力について>

前回調査同様、女性は「ばかにされたり、ののしられたり、命令口調でものを言われた」「何をやっても、何を言っても無視された」の回答が、男性は「何をやっても、何を言っても無視された」「ばかにされたり、ののしられたり、命令口調でものを言われた」の回答が多いという結果となった。また、男女ともに「大切にしているものをわざと壊されたり捨てられたりした」「交友関係や電話をこまかく監視された」の回答が前回調査より増加しており、依然として親密な関係にあるパートナーからの暴力（DV）が見受けられた。

主要課題 1. 男女の人権の尊重

人々は基本的人権が保障されており、法の下に平等であることが約束されています。男女共同参画社会を形成していく上でも、あらゆる人権問題に対し啓発を行い、認識を深め、差別的な行為を排除していくことが重要です。講演会や学習会など、町民が人権について考える機会を持ち、人権意識を高めるよう事業を展開します。

①人権意識の啓発

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発活動の推進	あらゆる人権問題の解決を図るため、人権講演会や各種学習会等を開催し、啓発を図る。	健康福祉課 生涯学習課
(2) 地域住民に対する学習会等の企画と実践の支援	地域住民が行う人権講座や学習会の企画・実施に対し、支援を行う。	生涯学習課



主要課題 2. 配偶者からの暴力(DV)等、あらゆる暴力の防止と被害者の保護

あらゆる暴力や犯罪は人権を侵害し、被害者の心身を著しく傷つける許されない行為です。とりわけ、配偶者やパートナー等からの暴力行為やストーカー行為、職場でのセクシュアル・ハラスメントは、女性が被害者になるケースが多く見受けられ、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、個人・家庭・職場固有の問題として、これまで公にならず見過ごされてきました。問題の背景に、男性優位な意識が残っており、男女平等な社会実現の妨げになっています。対等な関係づくりを進め、安心して社会生活を営んでいくために、身体的暴力のみならず、精神的暴力も重大な人権侵害であることを認識し、暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが重要です。DVやセクシュアル・ハラスメントなどの情報提供に努め、さらに、被害を受けた時の身体的・精神的な相談体制、また、関係機関との連携を図り被害者への支援を図ります。

①DVやセクシュアル・ハラスメント防止にむけての啓発、情報提供

具体的事業	事業内容	担当課
(1) DV防止法の周知と情報提供	DV防止法に関する周知及び被害者の相談、保護、自立支援等の情報提供に努める。	健康福祉課
(2) 事業所や雇用の場における暴力・セクハラ根絶に向けた啓発	事業所等において、男女雇用機会均等法やセクハラ防止について積極的に啓発するよう、事業所への働きかけや広報を行う。	産業課

※DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫や恋人など親密である、または親密であった人から暴力を受けること。特に夫婦間の暴力は、家庭内の問題として見過ごされがちである。なお、暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力など様々な形態がある。

※セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる性的な言動。主に職場や学校などで起きる性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なからかい、わいせつな写真等の掲示など、様々な形態のものが含まれる。

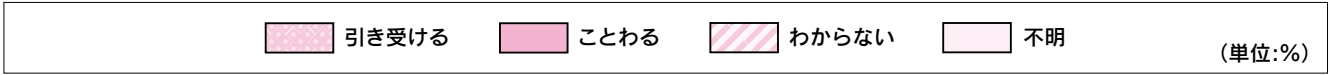
②関連機関の連携及び被害者への支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) DV等相談体制の充実	DV等の相談担当職員の資質向上を図り、保健福祉環境事務所、児童相談所、警察等と連携し、相談、助言等の支援体制の充実を図る。	健康福祉課
(2) DV等関係機関の連携	DV等の早期発見のため、DV関係課担当者の庁内ネットワークの組織化を図るとともに、医療機関や警察等との連携に努める。	健康福祉課
(3) DV等被害者の安全の確保	被害者が暴力から逃れ安全を確保できるよう、関係機関と緊密に連携を取り、被害者の安全確保を図る。	健康福祉課

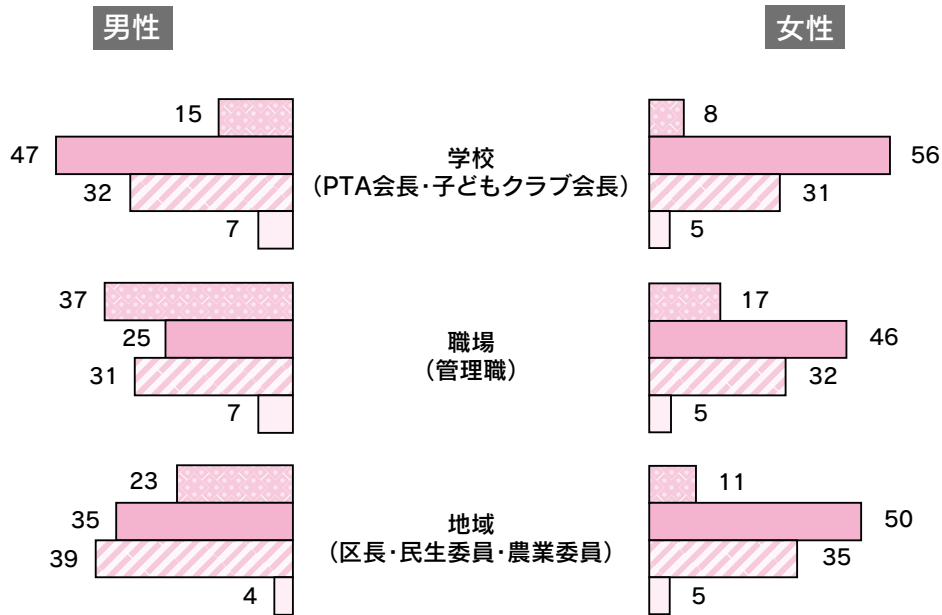
基本目標 3 男女共同参画を支える環境づくり

《町民意識調査から》

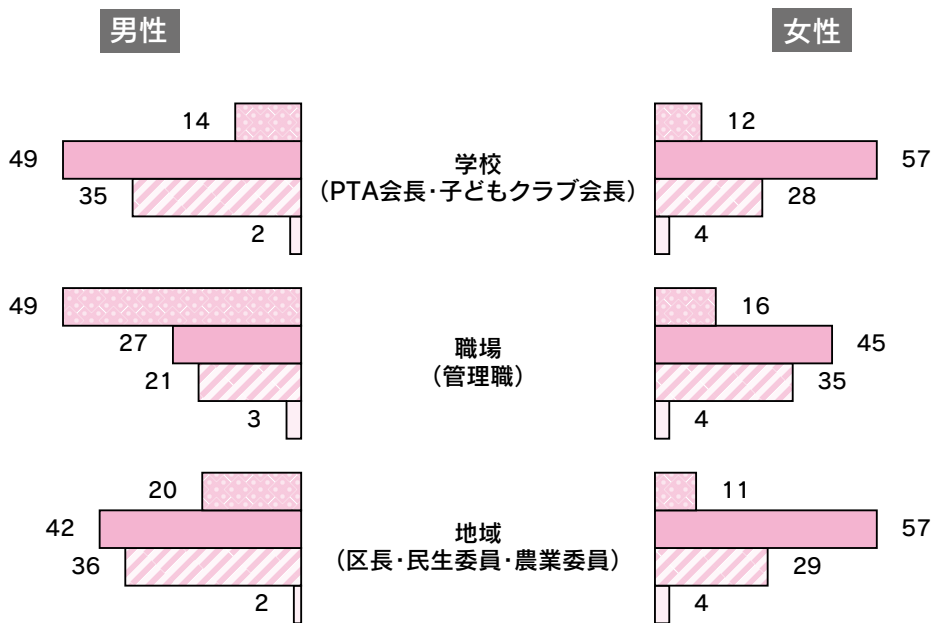
〈役職や公職への就任等について〉



H24

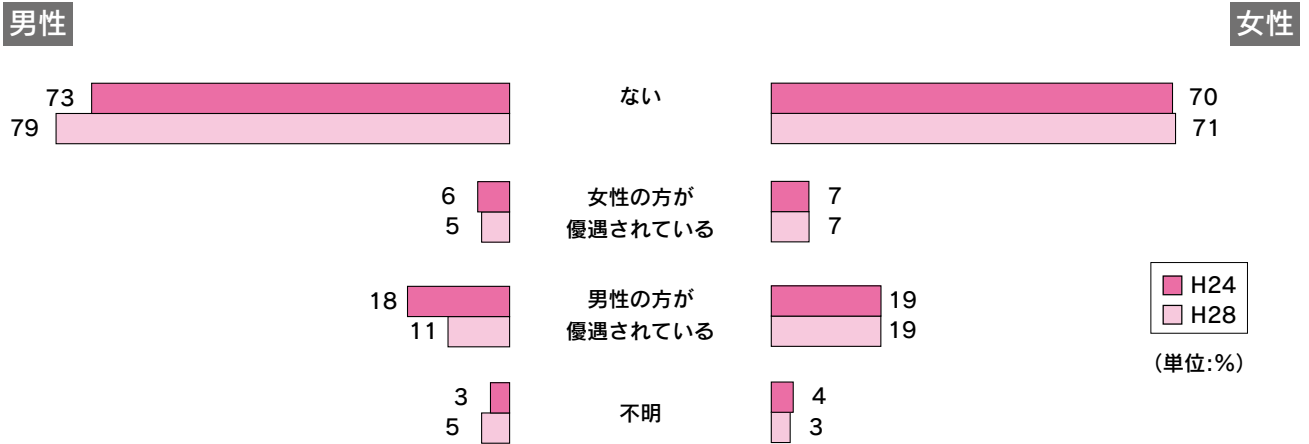


H28



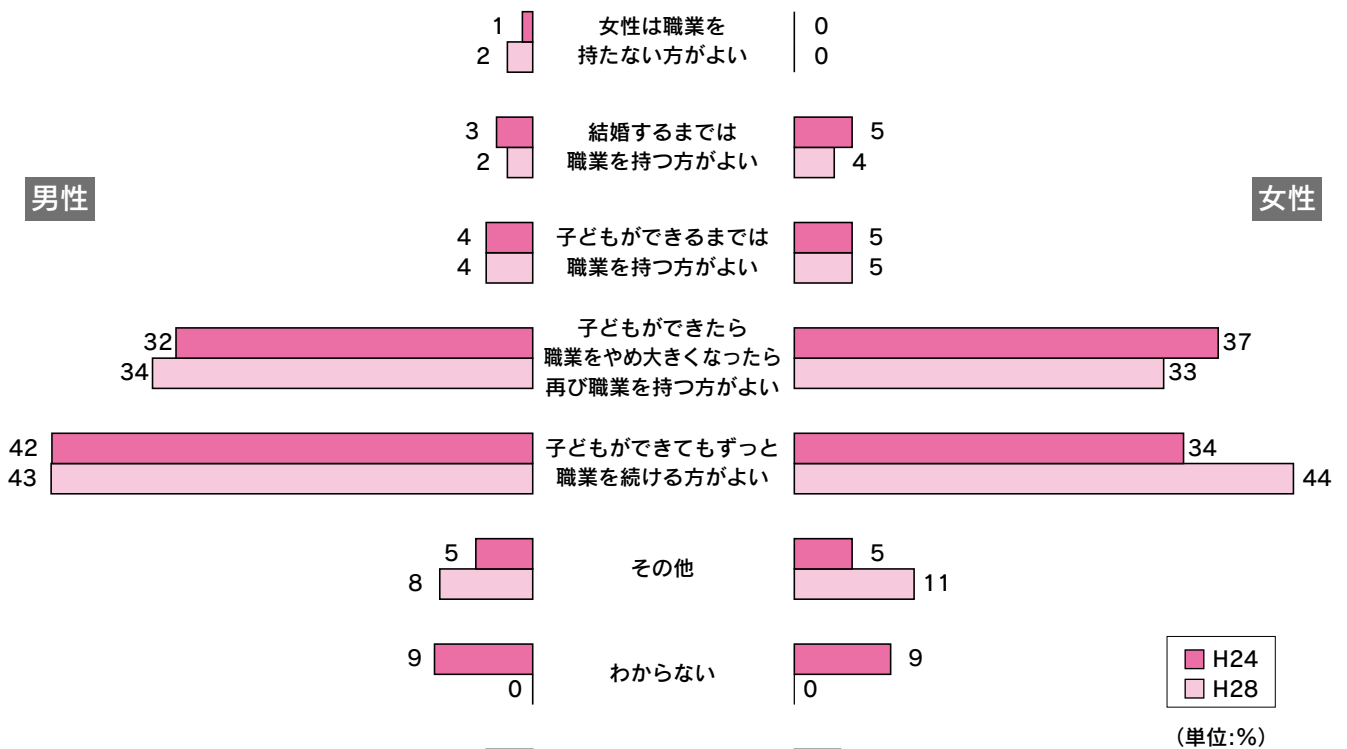
前回調査同様、「引き受ける」割合が「断る」割合より高いのは男性の《職場》のみで、ほかは「断る」割合が高い。男性でその差が大きいのが依然として《学校》で、前回と比べて差が大きくなった。引き受ける割合については、《職場》は増加したものの、《地域》の割合が減少した。一方、女性はすべての項目で差が大きい。特に《地域》では、前回調査と比較して、断る割合が増えるという結果となった。

〈職場での性別による待遇の違い〉



前回調査と比較したところ、大きな変動は見られなかった。「性別による待遇の違いはない」との回答が男女ともに7割を超えており、職場では概ね「待遇の違いはない」とする結果になっている。しかし、「待遇に違いがある」場合、「男性の方が優遇されている」とする回答が、「女性の方が優遇されている」とする回答のほぼ3倍に達している。

〈女性が職業を持つことに関する考え方について〉



男女ともに、「子どもができてもずっと職業を続ける」と回答した割合が4割を超えており、特に女性は、前回調査よりその割合が高くなっている。次に、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ」と回答した割合が高く、男女とも3割を超えている。この2項目の合計が7割以上を占めており、女性が職業を持つことに肯定的であると感じていることが分かる。

主要課題 1. 政策・方針決定過程への女性の参画促進

近年、さまざまな分野に女性が進出、参加するようになりました。男女共同参画社会実現のためには、それに加え、政策決定や社会のあらゆる分野での方針決定の場に女性の参画を拡大していくことが必要です。しかし、長い間男性中心の社会が続いたため、女性の参画が十分に進んでいるとは言えません。今後、町の審議会等への女性登用率30%以上を目標とし、女性の積極的な登用や地域活動への参画が進むよう取り組んでいく必要があります。また、女性が能力を発揮し参画を拡大するためにも、女性リーダー育成の講習会などを開催し、女性が積極的に参画できるよう環境づくりに努めます。

①町の審議会等への女性の積極的登用

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 審議会委員等への女性の登用推進	あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、政策・方針決定過程へ女性の参画の促進を図り、審議会委員等へ積極的に登用し、委員に占める女性の割合が30%以上になるよう努める。	全庁
(2) 審議会委員等への女性の登用状況調査の実施	審議会等への登用状況調査を行い、公開する。	地域振興課
(3) 町職員の登用・配置	性別に関わらず個人の能力による登用を推進し、バランスを考慮した職員配置を行う。	総務課

②地域における女性リーダーの育成の支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 女性リーダーの育成	女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら研修会や講習会を開催する。	地域振興課 生涯学習課

主要課題 2. 男女平等な労働環境の整備

就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは、個々の生きがいにもつながるものです。女性の社会進出が進み、就労する女性も増加しています。しかし、社会全体の経済の低迷、規制緩和などにより非正規雇用が増え、賃金、待遇の格差や様々なハラスメントなどが存在し、女性を含む就業者にとって働きやすい環境であるとは言えません。一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、事業所へ男女共同参画の視点にたった意識啓発を働きかけます。

①事業所等への男女共同参画推進の啓発

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 職場環境整備に向けた情報の提供	雇用機会均等法の周知や様々なハラスメントの禁止などの情報を、町の広報紙やホームページ等を通じて企業や事業所に提供し、男女が共に働きやすい職場環境の整備を支援する。	地域振興課 産業課
(2) 事業所の男女共同参画推進状況の報告による啓発	指名競争入札参加資格審査申請をする事業所に対し、男女共同参画推進状況について報告を求める。	総務課

主要課題 3. 農業・商工業等における男女共同参画の推進

農業や商工業等に従事している女性は、重要な役割を果たしているにも関わらず、ほとんどが家族従業者としての立場にあり、その労働を正しく評価されていません。また、仕事の間と家庭が物理的に重なっており、仕事と家事の区別が付きにくい不規則な労働が多く、対等な働き方ができていません。さらに、適切な報酬を受け取っていない現実もあります。今後は、女性の労働が正しく評価・認識され、経営への参画促進と地位向上を図るための支援が必要です。

農業者に対する「家族経営協定」の締結推進や、農・商工業等の仕事の間における女性の参画を働きかけ、男女が平等でともに働きやすい環境づくりを促進します。

①農業、商工業団体における女性の登用の推進

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 農業団体における女性役員の登用の推進	農業協同組合における女性役員の登用、および組合の主な部会に、より多くの女性が構成員となれるよう、働きかけを行う。	産業課
(2) 商工団体における女性役員の登用の推進	商工団体における女性役員の登用を働きかける。	産業課

②女性農業者の地位向上のための支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 家族経営協定の推進と支援	女性農業者の地位を確立し、ゆとりを持って農業に従事できるよう、経営主、配偶者、後継者がお互い尊重し合い農業経営の取り決めをするため、家族経営協定の締結を推進する。	産業課
(2) 女性農業者への支援	女性農業者の能力向上のため研修会等を行う。	産業課

※家族経営協定

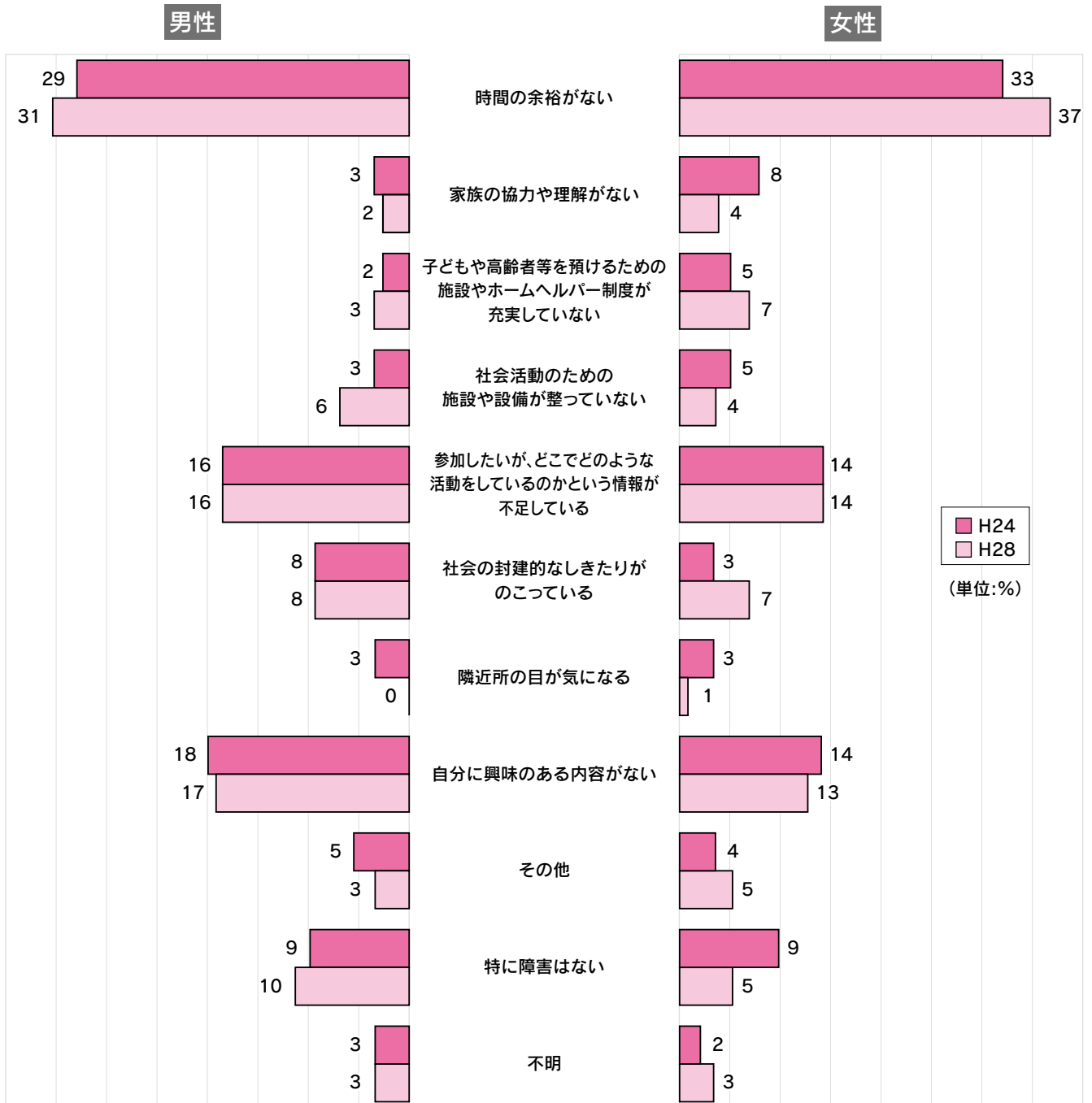
家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、報酬、休日、労働条件などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

基本目標 4

男女が共に豊かで安心して暮らせるまちづくり

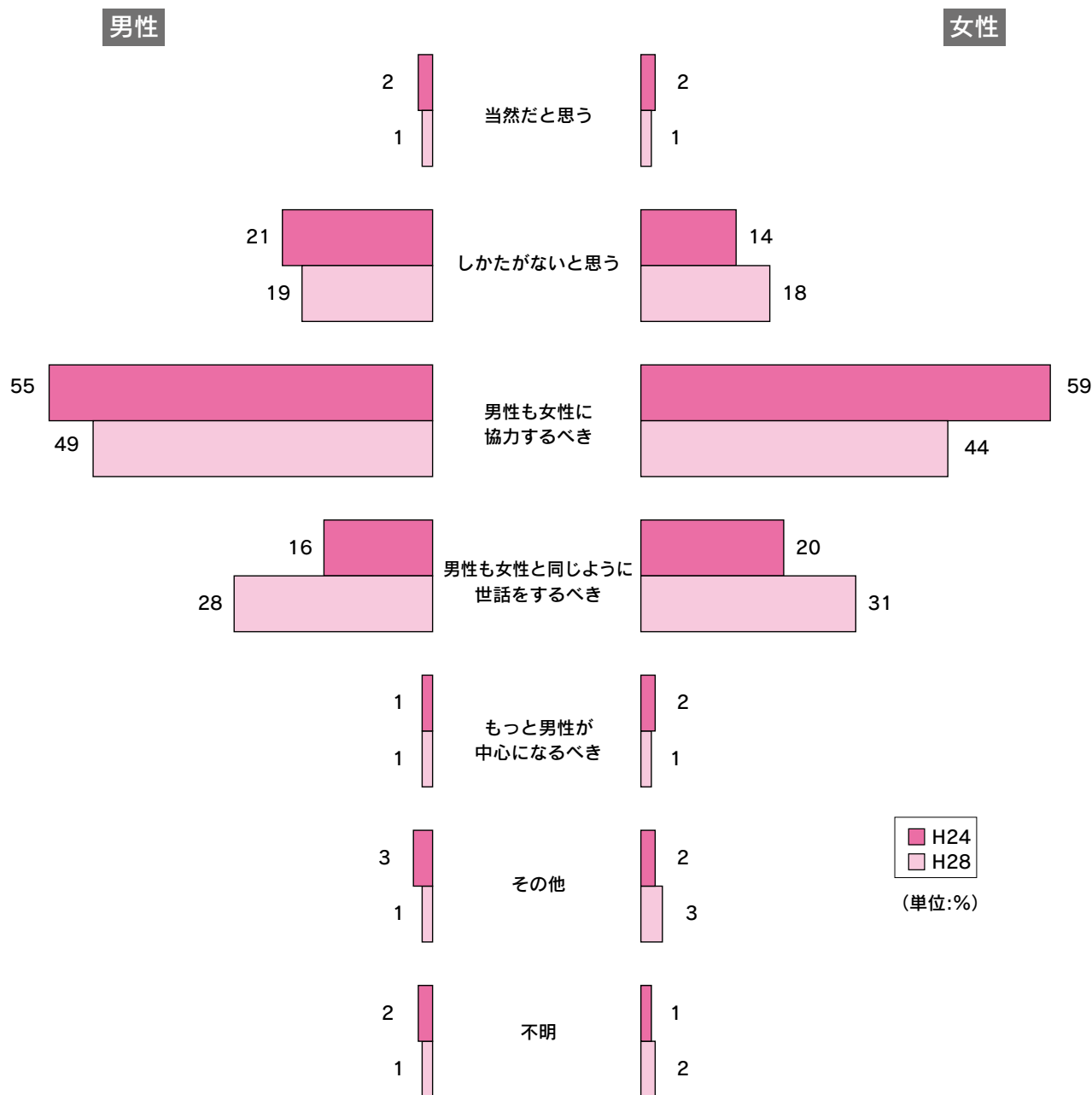
《町民意識調査から》

〈社会活動に参加しようとする場合の障害について〉



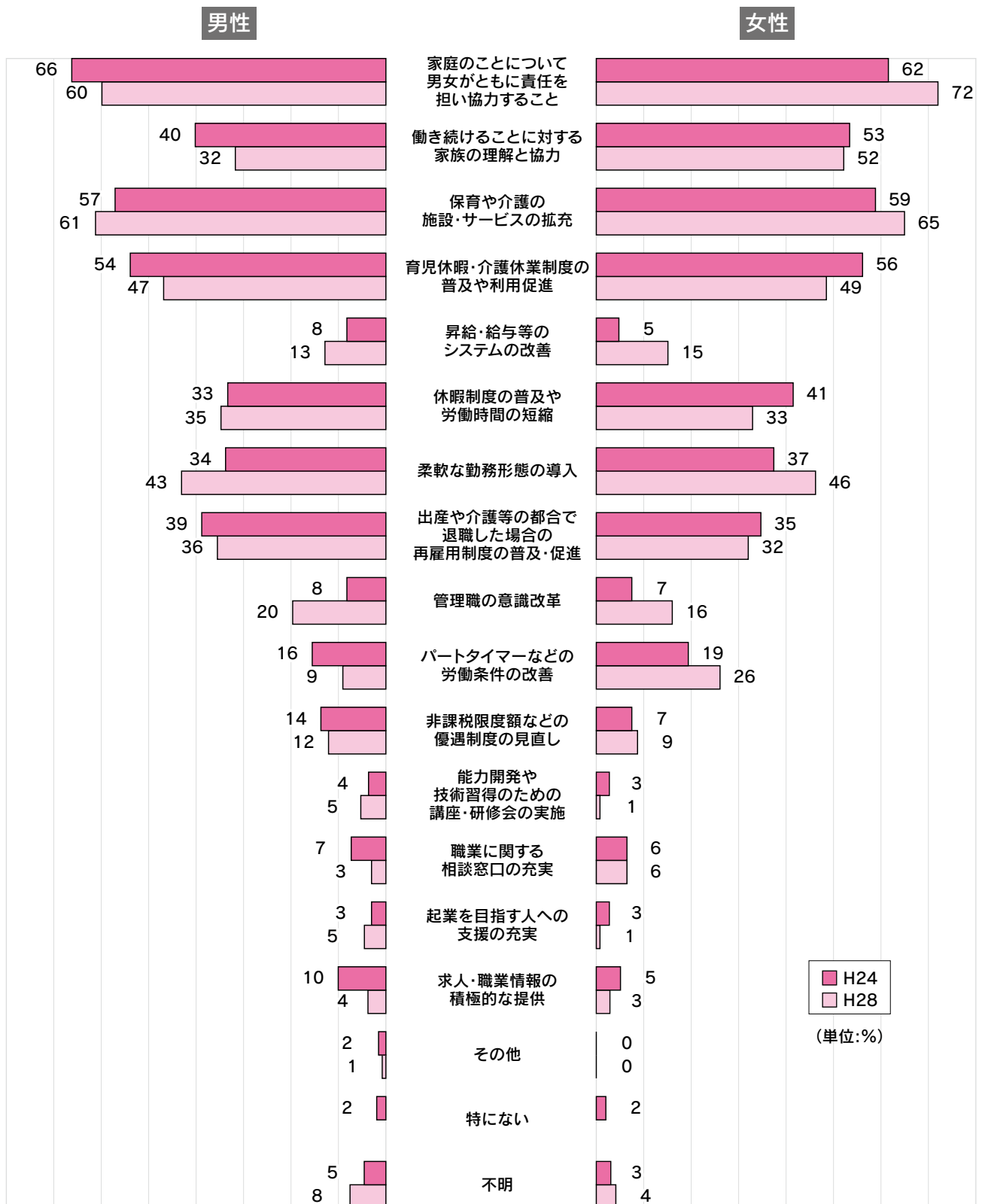
社会活動に参加しようとする場合の障害として、「時間の余裕がない」とする回答が最も多く、男性で5割、女性で6割を超えている。男女ともに、前回調査より増加するという結果となった。次いで、「自分に興味のある内容がない」「参加したいが、どこでどのような活動をしているのかという情報が不足している」がほぼ同じ割合で続いているが、いずれも前回調査より減少するという結果となった。また、男女ともに増加しているものは前述した他に「子どもや高齢者等を預けるための施設やヘルパー制度が充実していない」があり、育児や介護時間が多く、社会活動に参加できないという背景が伺える。

〈女性の介護負担に関する考え方について〉



女性が介護を担うことについての考え方について、男女ともに「男性も女性に協力すべき」という回答が最も多く、それぞれ4割を超えている。次いで、「男性も女性と同じように世話をすべき」が続き、男女ともに増加している。協力するという意識が減り、男女とも同じように世話をするという意識の変化が見られる結果となった。

〈男女がともに働き続けるために必要なことについて〉



男女がともに働き続けるために必要なことは、「家庭のことについて男女がともに責任を担い協力すること」「保育や介護の施設・サービスの拡充」という回答が多く、いずれも男女ともに6割を超えている。また、前回調査から大きく増加しているものに「柔軟な勤務形態の導入」「管理職の意識改革」「昇給・給与等のシステムの改善」が挙げられ、以前より、職業生活と家庭生活の両立に向けた環境の整備を企業に求めていることが分かる。

主要課題 1. 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて心身ともに健やかな生活を送るためには、男女が互いの身体的特質を十分理解し合い、相手に対する思いやりを持つことが大切です。特に女性は、妊娠や出産のための身体を有しており、男性と異なる健康上の問題に直面し、心身や生活の状況が大きく変化することがあります。安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つための支援を行います。一方、近年では男女共に仕事等が原因で、心と身体のバランスを崩す人が増加しています。男女双方が生涯を通じて、身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活できるための支援を行います。また、自分の身体について、健康の管理・保持・増進に取り組むという意識の啓発を行います。健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、知識や情報の提供、相談できる体制の整備を行い、健康づくりのための支援を推進します。

①妊娠、出産期における健康支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 母子保健および母性保護に関する啓発冊子の配布	母子健康手帳交付時に、母子保健および母性保護への知識を深め、その大切さを啓発するパンフレットを配布する。	健康福祉課
(2) 妊婦健康診査への助成の実施	妊婦および胎児の健康を維持増進し、母子共に安全な出産を図るため、健康診査に対する助成を行う。	健康福祉課

②生涯にわたる健康づくりへの支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 健康支援事業の実施及び指導の強化	疾病の早期発見と早期治療及び生活習慣病の予防を目的として、各種健診を実施する。さらに、疾病の重症化を防止するため、健康診査の結果の個別指導を強化する。	健康福祉課
(2) 健康相談事業の実施	性別や年齢を問わず、個人に応じた生活習慣の改善を目的に、健診結果の説明時における個別相談や栄養相談等、効果のある相談事業を推進する。	健康福祉課
(3) 地域における健康教育の充実	行政区や校区センターに働きかけ、地域において健康教育を実施する。また、健康体操・体力づくり・料理教室等、その地域のあらゆる人が参加できるように健康教育の内容を充実させる。	健康福祉課

主要課題 2. 子育て・介護に対する支援

固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、家庭における家事、育児、介護等多くを女性が担っています。また、家族形態の変化や生活の多様化により、女性が一人で悩み、それが育児不安や介護不安、精神的ストレスを引き起こす原因になっています。このような孤立感や不安の解消を図るため、乳幼児学級や子育て支援センター・学童保育などの支援体制を充実します。また、育児相談・情報の提供なども行い、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

介護においては、介護をする人の抱える問題について、相談や情報提供などで支援を進めていきます。さらに、育児や介護への男性の参加を促すために、講座の開催や情報提供などを進めていきます。

①乳幼児期における支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 妊婦・出産・育児に関する男性の理解の促進	パパママ学級の場において、夫への妊婦体験シミュレーションや新生児の沐浴体験・出産後の育児の方法を取り入れた講座を開催し、「命の尊さ」「子育ての大切さ」に対する男性の理解を促し、男性へ育児参加を働きかける。	健康福祉課
(2) 訪問指導の実施	妊産婦や乳児への訪問指導を実施し、育児の悩みや不安の相談に応じ、子育てに対する意識の向上及び知識の普及を図る。	健康福祉課
(3) 乳幼児健康診査・育児相談の実施	乳幼児の健康診査を行い、子どもの発育と発達、保護者の子育てを支援する。	健康福祉課
(4) 乳幼児学級の充実	育児に関する情報の提供とともに、子育ての不安を解消するための学習会等を開催し、子育ての支援をする。	子ども課

②子育てにおける情報の提供

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 医療費支援制度の周知	医療費支援制度（子ども医療・障害者医療・ひとり親家庭等医療）について広報、チラシ、案内文等で周知を図り、子育てを支援する。	健康福祉課
(2) 子育てに関する情報の提供	講座や育児相談等の情報を、広報や、子育て支援センターにて周知する。	子ども課

③子育て支援の充実

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 子育て支援センターの充実	育児相談、子育て情報提供、子育てサークルの育成等で子育てを支援し、また安全で安心して遊ぶことができるようサービスの充実に努める。	子ども課
(2) 子育てサークルへの支援	子育てサークル、ボランティアの活動拠点を整備し、自主的な活動を支援する。	子ども課
(3) 子育てに関する相談体制の充実	子育てに関する悩み等に対応するため、子育てに関する相談体制の充実に努める。	子ども課
(4) 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実	昼間や放課後保護者のいない家庭の児童等の育成、指導に関して、遊びを主とする健全育成・活動を行うため、学童保育所（放課後児童クラブ）の運営・施設環境の両面から充実に努める。	子ども課
(5) ファミリーサポートセンター事業の推進	子育てを行っている全ての家族が安心して生活し、職業と家庭生活を両立できる環境をつくるため、久留米広域ファミリーサポートセンター事業が利用できる体制を整える。	子ども課
(6) 講座・講演会等事業における託児の実施	子育て世代の人も各種講座・講演会等に参加しやすいよう託児を行う。	子ども課
(7) チャレンジ教室の実施	学校週5日制に対応し、子どもの居場所づくりとともに各種の体験活動等を企画・補助をする。	生涯学習課
(8) 地域子育て事業の推進	地域子ども会やアンビシャス活動等を通じて、地域、学校、家庭が一体となって子どもを育て意識の啓発や環境整備を推進する。	生涯学習課
(9) 家庭教育学級の充実	子どもの人格形成に大きな力をもつ家庭教育の重要性を理解し、望ましい親子関係、家庭環境づくりを図り、親としての教養を高めることを目的に家庭教育学級を実施し、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。	生涯学習課
(10) 病後児保育事業の充実	病気の回復期にある集団生活が困難な乳幼児・児童を一時的に預かることにより、子育てと仕事を両立できる環境を整備する。	子ども課
(11) イキメン創生プロジェクト事業の充実	男性の、家事や育児、地域コミュニティ参画に関する知識の習得や、父親の子育てに関する情報交換やネットワークづくりを推進する。	地域振興課

※ファミリーサポートセンター事業

保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的な預かりなど育児についての助け合いを行う事業。

④介護者に対する支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 介護保険事業の推進	介護保険に関する情報をわかりやすく提供し、家庭内外を問わず男女が平等に携わり、介護保険のサービスを必要とする人たちが、必要なサービスを受けられるよう事業を推進する。	健康福祉課
(2) 介護に関する情報提供や相談	介護に関する情報提供や相談を行うことで、介護する人が抱く不安を解消すると共に、介護に対し、女性だけでなく男性も、積極的に参加できるようにする。	健康福祉課



主要課題 3. 仕事と家庭・地域生活の両立のための支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、一人ひとりの充実した生活のため必要不可欠なものです。町民意識調査によると、社会活動に参加しようとする場合の障害として、男女とも時間の余裕がないことが第一の原因になっています。仕事をしている女性は、固定的な性別役割分担によって、家事・育児・介護等を分担できず、仕事を続ける上で負担が大きくなっています。男女が仕事と家庭生活・地域活動等を両立させ、充実した生活を送るため、子育てへの支援や地域活動へ参加しやすい環境整備など仕事と家庭・地域生活の両立支援を積極的に行います。

また、育児・介護等で仕事を辞めざるを得ない女性も多く、再就職を希望する人などに対し情報の提供を行い、就職支援を図ります。

①仕事と家庭・地域生活両立への環境整備

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 地域社会活動参加への環境整備	段差解消などによる全ての人が利用しやすい道路の計画及び確保、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進等、安心安全な社会参加と、快適な暮らしを支援する。	建設課
(2) 仕事と育児の両立支援のための保育サービスの充実	子育て家庭の多様な就労形態や生活様式に対応できるように、延長保育や一時預かり保育等、保育サービスの充実に努める。	子ども課
(3) レクリエーションスポーツの普及振興	子どもから高齢者まで、いつでも誰でも気軽に参加できるレクリエーションスポーツの普及振興を図り、スポーツを通じた家族や地域とのふれあいの場づくりを行う。	生涯学習課
(4) 資格・就職に関する情報の提供	図書館において資格・就職関連のコーナーを設け、情報を提供する。	生涯学習課
(5) 子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画を推進し、仕事と家庭・地域生活の両立を支援する。	子ども課
(6) 特定事業主行動計画の推進	仕事と子育ての両立が図りやすい職場づくりを町内事業所にも広めるため、特定事業主行動計画に基づき、町が率先して職員の子育てや勤務環境の整備に取り組む。	総務課

※ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害の有無などに関わらず、利用しやすいよう、町並や生活環境をデザインする考え方。

②女性への再就職支援・学習機会の充実

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 女性スポーツ指導者の育成	各種研修会等に参加し、スポーツ活動における女性指導者を育成する。	生涯学習課
(2) 女性の再就職への支援	女性の再就職に対し、就職に関する情報提供や相談およびセミナー等を、広報やチラシ、ホームページ等により周知を図る。	産業課 子ども課 健康福祉課
(3) 女性学級の充実	男女共同参画社会へ向けて自分の生き方働き方などを考え、自分を変えていくために、自分を知り再構築することを目的に女性学級を実施する。	生涯学習課



主要課題 4. 高齢者・障がい者の社会参加への支援

大刀洗町では、全人口に占める65歳以上の割合は、26.3%（H29.3.31現在）で今後も高齢化は一層進むものと予想されます。また、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加も見込まれます。こうした中、男性には家事などの生活能力が備わっていないケースがある一方、女性は経済的自立ができていない状況が見受けられます。高齢者男女が、家庭や地域で安心して暮らすため、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細やかな介護サービスなどの支援体制づくりが必要です。また、他の世代とともに、社会を支える一員として、積極的に社会参画できる施策を強化することも重要です。

障がいを持つ人に対する相談体制の整備、情報の提供、安心して日常生活や社会生活を送ることができるような支援体制を推進します。

高齢者や障がい者等社会的に不利な状況にある人たちを社会全体で支える施策を進めていきます。

①高齢者への生活支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 高齢者生活への支援	配食サービスや軽度生活援助などを行い、寝たきりや認知症高齢者、また身体的・精神的に支障のある虚弱な高齢者の生活を支援する。	健康福祉課
(2) 在宅高齢者への支援	自宅で生活する高齢者のみの世帯が、安全に生活を送ることができ、緊急な場合にも対応ができるよう、緊急通報システムなどの支援をする。	健康福祉課
(3) 介護予防・生きがい活動支援事業の充実	家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者などを対象に、デイサービスや生活管理指導を行い、健康で生きがいのある生活を支援する。	健康福祉課

②高齢者の社会活動への支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 老人クラブへの支援	老人クラブの活動の充実と活性化を図ることにより、高齢者男女が共に平等な立場で社会参画ができる生きがいづくりを支援する。	健康福祉課
(2) シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターの活動の充実と活性化を支援することにより、高齢者男女が共に平等な立場で社会参画ができる生きがいづくりを支援する。	健康福祉課
(3) わかば講座の充実	わかば講座において高齢者の生きがいづくりを支援するため、内容の充実した講座を実施する。	生涯学習課

③障がい者への生活支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業所の相談員が、障がいのある方及び家族からの様々な相談に応じ、障がい者本人が地域で自立し安心して生活ができるように、情報提供などの支援をする。	健康福祉課
(2) 在宅福祉サービスの充実	障害福祉サービスにおける居宅生活支援や介護、訓練等の給付を行う。また、補装具の購入・修理費の給付、地域生活支援事業などで在宅での生活を支援する。	健康福祉課
(3) 国民年金保険料免除等申請・障害基礎年金等制度の周知	保険料申請免除等申請や障害基礎年金制度の利用拡大を図るため、町の広報紙やチラシ等による周知に努める。	健康福祉課

※「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。



主要課題 5. 多様な家庭への支援

母子・父子などのひとり親家庭は増加の傾向にあり、家庭や仕事、子育てなどさまざまな問題を一人で抱え、精神的・経済的に不安定な状況に陥りがちです。こうした不安を取り除き、自立した生活を送れるよう、ひとり親家庭等に対する各種支援や就業に関する情報の周知、相談体制の充実などを図ります。

①ひとり親家庭等への情報提供・生活支援

具体的事業	事業内容	担当課
(1) ひとり親家庭等への就業支援	県や企業、NPO法人が行うセミナーなど労働や就労に関する情報を、チラシやホームページ等により積極的に提供し周知を図る。	子ども課
(2) ひとり親家庭等への経済的支援制度の周知	ひとり親家庭等医療制度や児童扶養手当制度を、町の広報紙やチラシやホームページ等で情報を提供し周知を図る。	住民課 健康福祉課
(3) ひとり親家庭等への生活自立支援及び相談体制の充実	県や関係機関が実施している就労支援のためのセミナーなどの情報を積極的に提供し、生活自立のための支援に努めるとともに、相談体制の充実に努める。	子ども課

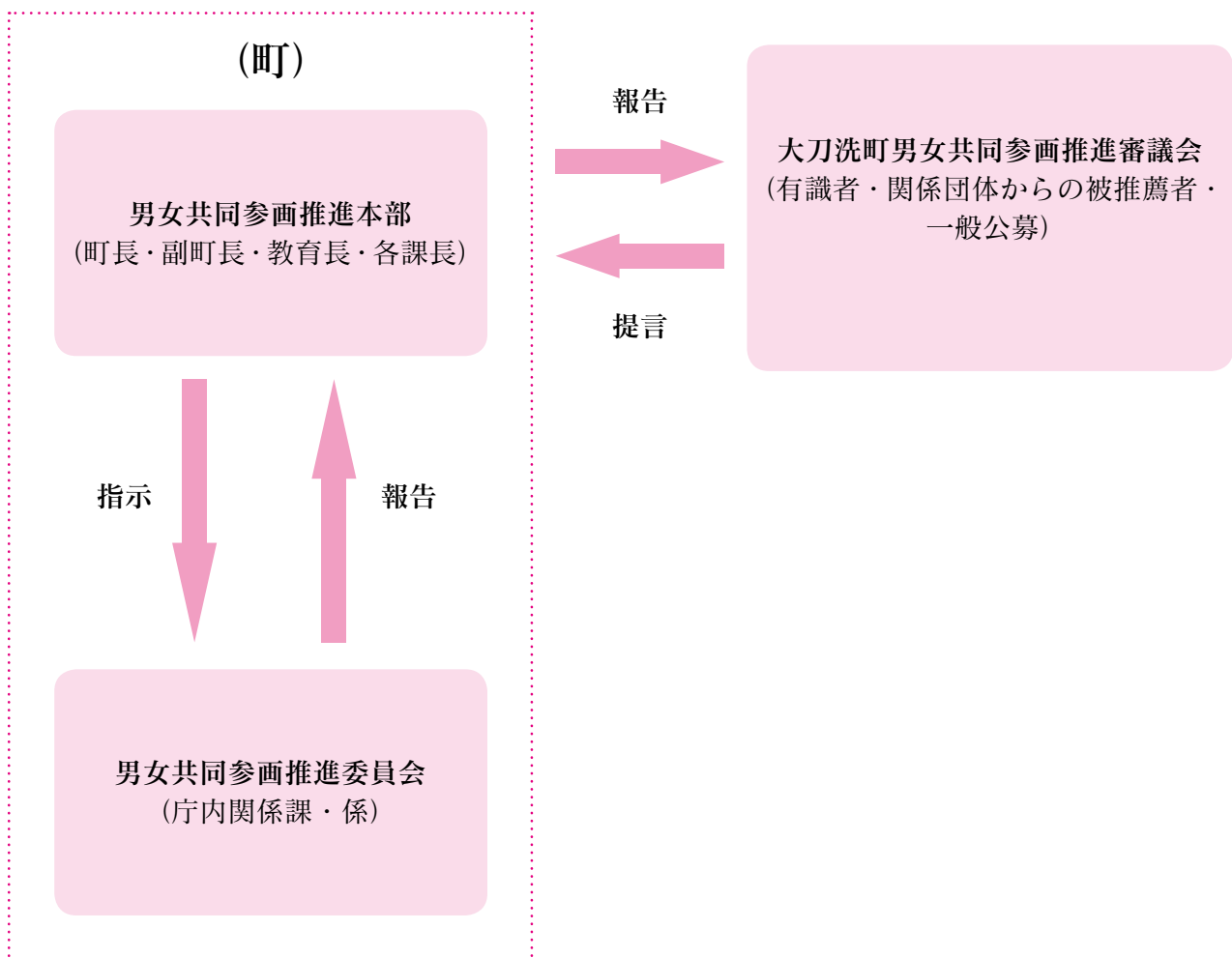
第3章 計画の推進体制

第3章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

大刀洗町において男女共同参画社会の形成を促進するためには、「大刀洗町男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる施策を総合的・計画的に推進していくことが必要であることから、男女共同参画推進本部を中心に全庁的な施策の推進体制を整備します。また、計画に基づく諸施策の進捗状況を男女共同参画推進審議会に報告し、課題の検討、計画の進行管理を行うものとします。

推進体制図



2. 推進体制の整備

具体的事業	事業内容	担当課
(1) 男女共同参画計画の広報	本計画を町民へ周知するため、啓発冊子（ダイジェスト版）の作成、配布、町広報紙やホームページへの掲載などを行う。	地域振興課
(2) 男女共同参画推進審議会の運営	男女共同参画の推進に関する施策を審議し、進行を管理する男女共同参画推進審議会の円滑な運営を図る。	地域振興課
(3) 男女共同参画計画の進捗状況の管理	年度ごとに男女共同参画計画の進捗状況を管理する。	地域振興課
(4) 町民意識調査の実施	町民の意識調査を行い男女共同参画の推進状況を把握するための基礎資料とする。また、結果を町民へ公表する。	地域振興課
(5) 男女共同参画計画の見直し	社会動向や町民の意向を反映した見直しを図りその時代に対応できる計画になるよう適宜修正する。	地域振興課



資料編

大刀洗町男女共同参画推進条例

(平成 21 年 12 月 28 日条例第 15 号)

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 9 条)
- 第 2 章 町の基本施策等 (第 10 条―第 20 条)
- 第 3 章 男女共同参画苦情処理委員 (第 21 条―第 28 条)
- 第 4 章 苦情の申出の処理 (第 29 条―第 34 条)
- 第 5 章 男女共同参画推進審議会 (第 35 条―第 43 条)

附則

私たちの日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。また、国際的な男女平等推進の流れの中で、昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定するなど、男女平等実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。

大刀洗町では、平成 7 年に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、同和問題をはじめ、障がい者差別、女性差別、いじめ等、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい町の実現に取り組んできました。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度、慣習が未だに根強く残っており、男女の自由な活動や、多様な生き方の選択を妨げる大きな要因のひとつになっています。また、新たな問題として配偶者等からの暴力等、人権の視点から解決しなければならない課題が発生しています。さらに近年、少子高齢化などの社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められています。

このように刻々と変動する社会情勢に対して、大刀洗町が目指すのは、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら、共に責任を担う男女共同参画社会のまちづくりの実現です。よって、大刀洗町において大刀洗町男女共同参画推進条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、ともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「男性は仕事を中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
- (3) 積極的改善措置 第 1 号に規定する機会に関する男女間の格差を是正するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的にその機会を提供することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等、ごく親しい関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) 町民 町に在住、在勤、在学する者及び町を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう。
- (7) 事業者等 町内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (8) 審議会等 町の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。
- (9) クォータ制 審議会等において、構成員が男女のいずれかに偏らないように、比率を決めることをいう。
- (10) 家族 婚姻、血縁、縁組及び婚姻関係のない事実上の形態等を基礎として生活上の関係を有する社会の自然かつ基礎的な集団単位をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として、職域、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、町、町民及び事業者等が協働し、進めるものとする。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
- (3) 教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
- (4) 男女が、町の諸施策又は事業者等における方針の立案や決定に社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
- (6) 男女は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深める。また、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、根絶されるよう配慮されること。
- (8) 男女共同参画のまちづくりは、国際社会の取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行うこと。

(町の責務)

第 4 条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりに関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、町民や事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取組み、町民、事業者の理解が深まるよう、啓発活動を行い、国及び他の地方公共団体をはじめ、町民、事業者等との連携に努めなければならない。
- 4 町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクォータ制を規定するなど、男女がともに政策や方針決定の過程に参画する機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 町は、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、男女共同参画推進モデルとして、推奨するよう努めなければならない。
- 6 町は、すべての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町議会の責務)

第 5 条 町議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第 6 条 町民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2 事業者等は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4 事業者等は、町と工事請負等の契約を希望し、入札資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとする。

(性別を理由とした人権侵害行為等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

(情報の制限)

第9条 町民及び事業者等は、公衆に表示する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章 町の基本施策等

(総合的な男女共同参画施策の推進)

第10条 町は、男女共同参画施策(以下「施策」という。)を総合的かつ計画的に実施するため、大刀洗町男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 町は、参画計画の策定にあたっては、町民及び事業者等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町は、参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、参画計画の変更について準用する。

5 町は、参画計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(配偶者暴力防止基本計画)

第11条 町は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 町は、配偶者暴力防止基本計画を策定又は変更するにあたっては、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(政策の立案及び決定の過程における男女共同参画)

第12条 町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、性別にかかわらず、職員の能力と意欲に応じた登用、就業環境の整備等に取り組むとともに、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めなければならない。

(調査の実施等)

第13条 町は、男女共同参画社会推進のための施策の実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じて公表するよう努めなければならない。

(啓発事業の実施)

第14条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、町民の理解を深め、意識の高揚を図るため、広報誌の発行及び講座の開催、その他の啓発事業を実施するよう努めなければならない。

(教育の場における支援)

第15条 町は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実を図るよう努めなければならない。

2 町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育にかかわる者に対し、男女共同参画の促進に関する研修を実施するよう努めなければならない。

(家庭、地域への支援)

第16条 町は、男女が、家庭、地域において固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を形成し、それぞれの場に対等に参画できるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(町民等への支援)

第17条 町は、町民及び地域組織等と協力して、男女共同参画を推進するとともに、町民及び地域組

織等による男女共同参画社会の形成を促進する取り組みを支援するため、相談、助言、啓発、情報提供等を行うよう努めなければならない。

(事業者等への支援)

第 18 条 町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(施策等の提案)

第 19 条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画施策等について、町に提案することができるものとする。

2 町は、提案された男女共同参画施策等について、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。

(推進体制)

第 20 条 町は、男女共同参画の推進に向けて、必要な体制の整備を図るよう努めなければならない。

第 3 章 男女共同参画苦情処理委員

(男女共同参画苦情処理委員)

第 21 条 町が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は措置についての苦情を処理するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、大刀洗町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

2 苦情処理委員は、2 人とし、その構成は、男女各 1 人とする。

3 苦情処理委員は、男女共同参画の推進に関する優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。

4 苦情処理委員の互選により、代表苦情処理委員を定める。

5 代表苦情処理委員は、合議事項につき苦情処理委員を代表する。

(任期)

第 22 条 苦情処理委員の任期は、3 年とし、通算して 6 年を超えることはできない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときにはこの限りではない。

2 補欠苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 23 条 苦情処理委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年条例第 17 号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(責務)

第 24 条 苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(解職)

第 25 条 町長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、委嘱を解くことができる。

(兼職の禁止)

第 26 条 苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員、又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第 27 条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第 28 条 苦情処理委員は、その職務遂行にあたっては、町、県及び国の関係機関並びに民間の関係団

体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情の申出の処理

(苦情の申出)

第29条 町民及び事業者等は、町が行う男女共同参画施策及び町が行うその他の施策が、男女共同参画の推進を阻害していると思われること、又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。

(苦情処理委員の処理の対象としない事項)

第30条 前条に規定する苦情の申出が次の各号に掲げる事項であるときは、同条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願・陳情等を行っている事項
- (4) 苦情処理委員が行った苦情の申出の処理に関する事項
- (5) その他、調査することが適当でないと苦情処理委員が認める事項

(苦情の申出の処理)

第31条 苦情処理委員は、第29条に規定する苦情の申出があった場合、必要な調査を行い、その結果、必要があると認める場合は、町長に対し、町の施策について意見を表明し、又は施策の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 前項に規定する意見の表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。また、当該勧告に対する町の措置について苦情処理委員に報告しなければならない。
- 4 苦情処理委員は、町長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、公表にあたっては、個人情報保護等 person 権に必要な配慮がなされなければならない。

(却下)

第32条 苦情処理委員は、苦情等の申出が第30条に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

- 2 前項の場合において、苦情処理委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なく通知しなければならない。

(処理の経過及び結果の通知)

第33条 苦情処理委員は、第31条の規定により、調査、意思表示、勧告、是正の要請、若しくは町長に対して公表を求め、又は町長から報告や通知があったときは、苦情の申出を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(調査の協力)

第34条 町は、苦情処理委員が第31条第1項に規定する調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第35条 町における男女共同参画社会の実現を図るため、大刀洗町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第36条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第37条 審議会は、12人以内の委員で組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数が10分の4

未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 町民

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第38条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第40条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第41条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第42条 委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第43条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

附 則

(施行日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

大刀洗町男女共同参画推進審議会規則

(平成20年9月24日規則第28号)

改正 平成30年3月12日規則第2号

(設置)

第1条 この規則は、大刀洗町附属機関に関する条例(昭和44年大刀洗町条例第11号)第2条の規定に基づき、町長の諮問機関として大刀洗町男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大刀洗町男女共同参画推進における事項を調査審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、町長が次に掲げる者のうちから委嘱する委員12人以内で組織する。

- (1) 女性団体
- (2) 公募に応じた者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第8条 審議会委員の報酬及び旅費の支給については、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年大刀洗町条例第17号)に定めるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月4日規則第34号)

この規則は、平成20年11月4日から施行する。

附 則(平成25年6月28日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月12日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

大刀洗町男女共同参画推進審議会委員名簿

	氏 名	所属団体名
会 長	田中 玉喜	公募
副会長	實藤 量徳	公募
委 員	秋吉 定利	公募
委 員	隠塚 春子	公募
委 員	古賀 そのみ	公募
委 員	山田 富江	公募
委 員	白水 直子	女性の会
委 員	三原 修	商工会
委 員	平城 悦子	民生委員・児童委員協議会
委 員	古家 善徳	区長会

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるこ

とを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

男女共同参画に関する動き

年	国	県	町
1975	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置		大刀洗町人権・同和教育推進協議会発足
1976			婦人学級(現:女性学級)の開催
1977	「国内行動計画」策定		
1979		「婦人対策室」設置	
1980		「福岡県行動計画」策定	
1981			「同和・教育地域巡回講座(現在は人権講演会)」第1回実施
1982		「福岡県行動計画」改訂	
1983		「福岡県女性研修の翼」第1回実施	
1985	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「男女差別撤廃条約」批准		
1986	「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定	
1987	「新国内行動計画」策定		
1989	学習指導要領の改訂 (中高家庭科の男女必修)		
1991	「新国内行動計画」(第1次改訂)策定 「育児休業法」公布	「婦人対策課」が「女性政策課」へ組織改正	
1992	「育児休業法」施行		
1994	総理府に「男女共同参画室」設置		
1995	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)		「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」公布、施行
1996	「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター」開館	
1997	「男女雇用機会均等法」改正		
1999	「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」前面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
2000	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 「男女共同参画基本計画」策定		
2001	内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、一部施行	「女性政策課」が 「男女共同参画推進課」へ組織改正 「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行	

年	国	県	町
2002	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	「福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県男女共同参画表彰」第1回表彰 県内初の男女共同参画に関する条例、施行（北九州市・旧福岡町）	
2003	「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行	「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更 「子育て応援登録制度」創設	
2004	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令の制度の拡充など） 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充）		
2005	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		
2006		「第2次福岡県男女共同参画基本計画」策定	「男女共同参画講座」開催
2007	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定		「あすばる出前講座」実施 「大刀洗町人権・同和問題町民意識調査」実施
2008			「大刀洗町まちづくりアンケート」実施（男女共同に関する設問有）
2009			「大刀洗町男女共同参画推進条例」公布、施行
2010	「男女共同参画基本計画（第3次）」策定		「大刀洗町男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」実施 文部科学省委託事業「社会教育における地域の教育力強化プロジェクトにおける実証的共同研究」実施（現在まであらゆる形で取組を実施。現もちのきの会）
2011		「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「大刀洗町男女共同参画計画」策定
2013			「町主催男女共同参画講演会」第1回実施
2015	「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行		
2016	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 （福岡県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画） 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「福岡県特定事業主行動計画」策定	「大刀洗町特定事業主行動計画」策定 「大刀洗町男女共同参画社会推進に関する町民意識調査」実施

大刀洗町男女共同参画計画

平成 30 年 3 月

発	行	大刀洗町地域振興課 〒 830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地
電	話	0942-77-0173
F A X		0942-77-3063

